

# 山口県報

平成18年  
4月28日  
(金曜日)

## 目次

規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

告示  
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(職員厚生課)……………二  
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(職員厚生課)……………二  
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(職員厚生課)……………三  
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二項第一号に規定する知事が定める施設に関する告示の一部改正(職員厚生課)……………三  
新たに生じた土地の確認の届出(柳井市)(市町課)……………三  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………四  
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………六  
森林病虫害等防除法の規定に基づく命令の内容となる事項の公表(森林整備課)……………六  
公告  
平成十八年度消防設備士講習の実施(防災危機管理課)……………七  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………八  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………八  
特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課)……………九  
山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定(健康増進課)……………九  
山口県母子福祉センターに係る指定管理者の指定(こども未来課)……………九  
児童福祉施設に係る指定管理者の指定(こども未来課)……………〇  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………〇  
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)……………〇  
土地改良区役員の届出(農村整備課)……………一

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………一  
県営瀬戸地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………一  
二十一世紀の森施設に係る指定管理者の指定(森林企画課)……………二  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………二  
教委公告……………二  
契約の締結……………二  
山口県スホーツ交流村に係る指定管理者の指定……………三  
公安委規程……………三  
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………三  
公安委告示……………三  
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………四  
漁調委告示……………四  
漁業法第六十七条第一項の規定による指示……………四  
雑報……………四  
県報の正誤(平成十年三月十三日山口県選挙管理委員会告示第四十四号)……………五

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年四月二十八日 山口県知事 二井 関成

**山口県規則第百一十一号**  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第六目 病虫害防除所(第二百一条―第二百三条)」を「第六目 病虫害防除所(第二百一条―第二百三条)に改める。」  
第二章第一節第七款第七目を次のように改める。  
第七目 フラワーランド  
(名称及び位置)  
第二百四号 山口県フラワーランド条例(平成十七年山口県条例第五十号)第一条の規

定により設置されたフラワーランドの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
やまぐちフラワーランド	柳 井 市

(業務)

第二百五条 フラワーランドの業務は、次のとおりである。

- 一 花きとの触れ合いの機会の提供に関する事。
- 二 花きに関する情報及び資料の収集及び提供に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、花き園芸の振興を図るために必要な業務に関する事。

(指定管理者による管理)

第二百六条 フラワーランドの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、財団法人やない花のまちづくり振興財団により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関する事。
  - 二 山口県フラワーランド条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に開園すること。
  - 三 山口県フラワーランド条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮すること。
  - 四 山口県フラワーランド条例第六条の許可をすること。
  - 五 山口県フラワーランド条例第九条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
  - 六 施設及び設備の維持管理に関する事。
- 附 則  
この規則は、公布の日から施行する。



### 山口県告示第二百三十五号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。  
改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する

る告示は、平成十八年五月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 補償基礎額の表第二号のイ中、「四千百六十円」を、「四千七十円」に改める。

### 山口県告示第二百三十六号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成十八年五月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関成

表中「四、三三三円」を、「四、二九一元」に、「一三、三〇一元」を、「一三、二四六円」に、「五、一五〇円」を、「五、〇四六円」に、「五、九七九円」を、「五、九二二円」に、「一三、三六七円」を、「一三、二四六円」に、「六、七〇一元」を、「六、五八〇円」に、「一六、五六二円」を、「一六、一六一円」に、「七、一九三円」を、「七、〇九八円」に、「一九、五五三円」を、「一九、四七三円」に、「七、三〇九円」を、「七、二〇二円」に、「二一、九二六円」を、「二一、六二五円」に、「七、一六四円」を、「七、〇四三円」に、「二一、一八四円」を、「二一、一三二円」に、「六、六三二円」を、「六、五七九円」に、「二一、三三、六〇九円」を、「二一、三三、五五六円」に、「六、一二七円」を、「六、〇四二円」に、「二一、三三、六〇七円」を、「二一、三三、三〇七円」に、「四、三七〇円」を、「四、四九八円」に、「二〇、六四八円」を、「二〇、四六一円」に、「四、一六〇円」を、「四、〇七〇円」に、「一四、三六六円」を、「一五、五三五円」に改める。

山口県告示第二百三十七号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成十八年山口県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、平成十八年五月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

表常時介護を要する状態の項中、「十万四千九百七十円」を「十万四千五百九十円」に、「五万六千九百五十円」を「五万六千七百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中、「五万二千四百九十円」を「五万二千三百円」に、「二万八千四百八十円」を「二万八千三百六十円」に改める。

山口県告示第二百三十八号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項第二号に規定する知事が定める施設に関する告示(平成十八年山口県告示第二百七十八号)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

三を削る。

山口県告示第二百三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、柳井市長から柳井市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年三月二十四日確認した旨の届出があった。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

柳井市伊保庄字亀嶋五二九二の九に沿接する堤から同市伊保庄字赤石四一七八の五に沿接する堤に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から57の地点までを順次結んだ線及び1の地点と57の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D.L.+三・〇八メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地七、九三一・七三平方メートル

- 1の地点 柳井市伊保庄字黒嶋の黒島山四等三角点(北緯三三度五六分三三・三八六秒東経一三二度〇七分三〇・二〇三秒)から三三一度二六分三四秒七四〇・八四メートルの地点
- 2の地点 1の地点から七九度一三分五〇秒一六・六四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三四九度一八分〇八秒一〇五・四七メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三四九度〇四分二〇秒一・七九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三三九度三三分二〇秒二・四三メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三三九度三三分二〇秒二・四一メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三三〇度四六分二九秒二・三〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三三七度五四分一四秒二・三九メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三三三度〇六分五九秒二・五五メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三一六度四八分〇四秒二・四八メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三三三度三三分四四秒二・五七メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三〇四度五八分二九秒二・五一メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三〇一度〇〇分三八秒二・二二メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二九七度五二分一三秒二・七〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二九三度〇九分二五秒二・〇五メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二八九度三一分一五秒二・八〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二九一度〇八分四七秒二・三九メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二九六度三四分五三秒二・一一メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二九九度三一分三七秒二・五八メートルの地点
- 20の地点 19の地点から三〇四度二六分二四秒二・六八メートルの地点
- 21の地点 20の地点から三〇八度二二分三一秒一・九七メートルの地点
- 22の地点 21の地点から三二二度五一分一八秒二・三四メートルの地点
- 23の地点 22の地点から三二七度三五分二〇秒二・三八メートルの地点
- 24の地点 23の地点から三三二度〇八分四九秒二・二九メートルの地点
- 25の地点 24の地点から三三五度五三分三八秒二・二七メートルの地点
- 26の地点 25の地点から三三九度五一分五六秒二・〇九メートルの地点
- 27の地点 26の地点から三三四度四八分三九秒二・五七メートルの地点

- 28の地点 27の地点から三三六度二五分四三秒六五・四九メートルの地点
- 29の地点 28の地点から三三三度一三分四一秒二・九〇メートルの地点
- 30の地点 29の地点から三三九度四五分一八秒二・一〇メートルの地点
- 31の地点 30の地点から三三四度五五分三〇秒二・八五メートルの地点
- 32の地点 31の地点から三三〇度二〇分〇八秒二・三九メートルの地点
- 33の地点 32の地点から三三三度〇二分三五秒二・七九メートルの地点
- 34の地点 33の地点から三三〇度一四分五九秒一・四八メートルの地点
- 35の地点 34の地点から三〇五度一四分〇〇秒八五・一〇メートルの地点
- 36の地点 35の地点から三〇六度二九分二八秒一・五七メートルの地点
- 37の地点 36の地点から三三〇度一五分四五秒二・四九メートルの地点
- 38の地点 37の地点から三三四度三分四八秒二・七〇メートルの地点
- 39の地点 38の地点から三三一度三分一五秒二・六四メートルの地点
- 40の地点 39の地点から三三四度五分三七秒三・六二メートルの地点
- 41の地点 40の地点から三三三度五九分三六秒二・四六メートルの地点
- 42の地点 41の地点から三三五度三五分四二秒五四・三六メートルの地点
- 43の地点 42の地点から三三五度三五分四二秒二・〇〇メートルの地点
- 44の地点 43の地点から三三三度二四分〇二秒二・一六メートルの地点
- 45の地点 44の地点から三三九度一四分二八秒二・八九メートルの地点
- 46の地点 45の地点から三三二度三五分四八秒二・七五メートルの地点
- 47の地点 46の地点から三二七度四分〇三秒二・二五メートルの地点
- 48の地点 47の地点から三一一度〇八分三八秒三・四八メートルの地点
- 49の地点 48の地点から三〇四度四一分一八秒三・三一メートルの地点
- 50の地点 49の地点から二九八度三三分三七秒二・一二メートルの地点
- 51の地点 50の地点から二九五度〇九分〇八秒二・七七メートルの地点
- 52の地点 51の地点から二八六度二分一七秒二・九四メートルの地点
- 53の地点 52の地点から二八一度四七分四三秒二・九八メートルの地点
- 54の地点 53の地点から二七八度〇八分四四秒二・三三メートルの地点
- 55の地点 54の地点から二七〇度四九分一七秒三・五六メートルの地点
- 56の地点 55の地点から二七度一八分三五秒二・七七メートルの地点
- 57の地点 56の地点から二二八度〇二分二秒三・九六メートルの地点

山口県告示第二四四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年四月二十八日から同年五月十八日まで、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
 氏名又は名称 武田薬品工業株式会社  
 住 所 大阪市中央区道修町四丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名 称 武田薬品工業株式会社光工場  
 所在地 光市大字光井四七二〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /時)	工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定	使用時間 隔間 時日の使用 間隔 季節的 変動の概 要
四七―八	〇・五	平成一八、 二〇	平成一八、 三〇	平成一八、 一	断 続 三 時 間 変 動 な し
”	”	”	”	”	六 時 間 ”
四七―ホ	三三、 六〇〇	”	”	”	連 続 二 四 時 間 ”

備考 「四七―八」及び「四七―ホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設及び廃カス洗浄施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		窒素 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )		
	通 常	最 大		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
四七ーホ	一〇	一一・九	一〇	一一・九	一一・〇	一一・〇	二〇〇	二〇〇	〇・五	一	〇・六	〇・八
"	"	"	"	"	二二・七〇〇	二七・三〇〇	六〇〇	八〇〇	三・八〇	四・五〇	"	"
四七ーハ	七	九・六	七	九・六	一・一〇〇	一・三〇〇	三	五	〇・五	一	〇・〇・三	〇・〇・五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間 隔間	一日当たりの 使用時間	概 季節的変動の 要	工 事 着 手 予 定		工 事 完 成 予 定		使 用 開 始 予 定	
							年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
廃液焼却炉	鉄 製	二二・四〇〇	凝集沈殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	( 既 )	( 既 )	( 既 )	( 既 )	( 既 )	( 既 )
機械ばつき処理施設 (四基)	"	一八・〇〇〇	活性汚泥	"	"	"	"	"	"	"	"	"
クラリファイヤー (二基)	製鉄筋コンクリート	二二・四〇〇	凝集沈殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	"	"	"	"	"	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通 常	最 大				
機械ばつき処理施設 (四基)	処理前	八	九・七	一、〇〇〇	二、五〇〇	三・〇〇	一、五八五
	処理後	"	"	二〇	四〇	"	"
クラリファイヤー (二基)	処理前	六	五・五	四〇	一〇〇	九・三	二五、一九五
	処理後	"	"	二〇	三〇	"	"

廃液焼却炉	
処理後	処理前
	"
	"
	五、三〇〇
	五、〇〇〇
	三〇〇
	五〇〇
	"
	八〇
	一一〇
	七
	一〇
	二二〇
	二二〇
	二二〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度(水素指数)	化学的酸素要求量(mg/l)	浮遊物質(mg/l)	鉍油類(mg/l)	
七・九	通常	最大	通常	最大	二七〇、九八八
	八・五	七・五	五・七	検出せず	
一三・七	通常	最大	通常	最大	二八七、八二四
	二二・七	二・八	八・四	一四	
〇・三六	通常	最大	通常	最大	〇・五六
	〇・五六	〇・五六	〇・五六	〇・五六	

山口県告示第二百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

旭村佐々並土地改良区

認可年月日  
平成一八、四、一八

山口県告示第二百四十二号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、法第三条第一項第四号の命令を行うので、法第五条第四項において準用する法第三条第五項の規定により命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 区域及び期間

(一) 区域

山口市、萩市及び長門市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係農林事務所並びに山口市徳地総合支所林務耕地室、萩市農林部林政課及び長門

(二) 期間  
市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十八年五月二十三日から同年六月三十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行つべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機を利用して薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一(一)の区域の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一(一)の区域の松林に重大な損害を与えらるおそれがある。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があつたときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行つたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(三) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一(二)に掲げる期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行つ見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行つたことがある。

(四) 知事は、(三)の措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行



平成一八、一〇、一九 午前九時三十分から  
午後四時十分まで

周南市鼓海二丁目一八の二四  
財団法人周南地域産業振興セン  
ター

山口市吉敷四五二五の一  
山口中央農業協同組合

三 講習の科目

(一) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(二) 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(三) 効果測定

四 講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

平成十八年七月三日(月曜日)から同年八月三十一日(木曜日)までの間に、山口市後河原一五〇の一(郵便番号七五三〇〇八三)財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三一一三三六〇)又は財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九三三一一七七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二四七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年六月

七日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。  
平成十八年四月二十八日 山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日  
平成十八年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 近くの山の木と古民家の古材の利用を考える会  
代 表 者 の 氏 名 中村 洋海

主たる事務所の所在地 山口市宮野下二七二三番地九  
三 定款に記載された目的  
自然環境の保全及び自然の有効利用を進展させ、持続可能な循環型社会を構築することを旨とするために、里山に近い山林の整備、管理作業により発生する間伐材等の有効利用及び古民家の解体等により発生する古材の再利用に関する事業を行い、もって自然災害の防止、地球環境の保全及び地域に特有の生活文化の継承に寄与すること。

(二四八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成十八年六月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日  
平成十八年四月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 特定非営利活動法人ありがとさん  
代 表 者 の 氏 名 藤中 潤子

主たる事務所の所在地 岩国市周東町下久原四〇七番地

(二四九) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 特別保護地区の名称

菅野湖鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

周南市大字金峰の一般国道四三三号と県道徳山光線との三差路を起点とし、同所から同県道に沿って南東に進み、林道戻路川久保線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南に進み、同林道との三差路に至り、同所から同林道に沿って北西に進み、同県道との三差路に至り、同所から同県道に沿って南に進み、林道阿田川線との三差路に至り、同所から同林道に沿って南西に進み、市道我々須線と林道政ヶ谷線と林道阿田川線との三差路に至り、同所から林道政ヶ谷線に沿って北西に進み、同国道との三差路に至り、同所から同国道に沿って北に進み、林道渡瀬鳴線との三差路に至り、同所から同林道に沿って北に進み、錦川の鳴橋南詰に至り、同所から同橋に沿って北東に進み、県道下松鹿野線に至り、同所から同県道に沿って南に進み、同国道との三差路に至り、同所から同国道に沿って東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 三〇二ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、オシドリ及びマガモが越冬のため渡来する菅野湖並びにコナラ、スダジイ等の広葉樹を中心とした森林を有し、オシドリ、ヤマガフ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成十八年四月二十八日から同年五月十一日まで

六 縦覧の場所

山口県周南農林事務所

(二五〇) 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定

山口県健康づくりセンター条例(平成九年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、山口県健康づくりセンターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人山口県健康福祉財団 山口市吉敷三三二五番地一

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(二) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(三) 条例第六条の許可をすること。

(四) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(二五一) 山口県母子福祉センターに係る指定管理者の指定

山口県母子福祉施設条例(昭和四十六年山口県条例第三号。以下「条例」という。)第八条第一項の規定により、山口県母子福祉センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人山口県母子寡婦福祉連合会 山口市富田原町四番五八号

- 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事。
  - (二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
  - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
  - (四) 条例第六条の規定により、山口県母子福祉センターの利用を拒むこと。
  - (五) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- 三 指定の期間
 

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(二五二) 児童福祉施設に係る指定管理者の指定

児童福祉施設条例(昭和三十九年山口県条例第二十六号。以下「条例」という。)第十七条第一項の規定により、児童福祉施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者に管理を行わせる児童福祉施設の名称及び位置

名	称	位	置
山口県	みほり学園	山口市	

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 

社会福祉法人山口県社会福祉事業団 山口市大手町九番六号
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第十五条各号に掲げる業務に関する事。
  - (二) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- 四 指定の期間
 

平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(二五三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十二月十三日山口県公告(六六七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年四月二十八日から同年五月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマダ電機テックランド下関長府店

所在地 下関市長府才川二丁目四七四の一

二 意見の概要

交通に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(二五四) 市町村が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町村が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町村名 施行地区

山口市 沖の原地区

二 縦覧の期間

平成十八年五月一日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

事業の種類

ほ場の整備

(二五五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年四月二十八日

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住	所
山口市二島東土地改良区	理事	西富 晟	山口市秋穂二島二〇の五	山口県知事 二井 関成

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住	所
山口市川西土地改良区	理事	原田 正好	江崎四七七	
"	"	岡村 巖	佐山三六五九の一	
"	"	松江 充	秋穂西四一五	
"	"	横沼 義孝	"	七六五九
"	"	山本 茂雄	秋穂二島七七〇	
"	"	内田 政子	"	三六三
"	"	福永壽江子	秋穂西四〇〇	
"	"	末信 武男	"	七六三六
"	"	開地 雅	"	七六〇六
"	"	福田 喜久	"	六九五〇
"	"	福田 實	"	七二四六
"	"	山本 成男	"	七二四六
"	"	福田 喜久	"	六九五〇
"	"	開地 雅	"	七六〇六
"	"	末信 武男	"	七六三六
"	"	松本 政男	秋穂西二四四	
"	"	藤井 延満	"	四四三

"	監事	山本 茂雄	"	秋穂二島七七〇
"	"	横沼 義孝	"	七六五九
"	"	松江 文雄	"	秋穂西四〇三

(二五六) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
秋市	迫ノ明地区 ため池の整備	平成一六、一一、一八	平成一八、三、三一
岩国市	岩国西部地区 かんがい排水	平成一四、二、四	平成一七、五、二七

(二五七) 県営瀬戸地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営瀬戸地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
- 三 縦覧の場所

県営瀬戸地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

平成十八年五月一日から同月二十二日まで

山口県農林水産部農村整備課

(二五八) 二十一世紀の森施設に係る指定管理者の指定

山口県二十一世紀の森施設条例(昭和五十八年山口県条例第三号。以下「条例」といふ。)第十条第一項の規定により、二十一世紀の森施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 指定管理者に管理を行わせる二十一世紀の森施設の名称及び位置

名 称	位 置
二十一世紀の森・森林学習展示館	山 口 市
夏木原キャンパス	萩 市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

有限責任中間法人やまぐち里山文化研究所 山口市道場門前二丁目一番一八号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
  - (二) 条例第四条第三項の規定により、同条第一項各号若しくは同条第二項各号掲げる日に開館し、若しくは開場し、又は臨時に閉館し、若しくは閉場すること。
  - (三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
  - (四) 条例第六条の許可をすること。
  - (五) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
  - (六) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 四 指定の期間  
平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間

(二五九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市潮音町五丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市潮音町七丁目八番七号

森重 哲助

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字東高泊字三ノ茅場及び字二ノ茅場

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

マックスバリュ西日本株式会社



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十八年四月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する麻かの名称及び所在地

山口県立水産高等学校 長門市仙崎一〇〇二

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

実習船青海丸の中間検査業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十八年三月二十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号

六 落札金額

三千七百五十九万円

七 入札公告日

平成十八年二月十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県立水産高等学校長 藤原 泰紀

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

公 告

山口県スポーツ交流村に係る指定管理者の指定

山口県体育施設条例(昭和四十年山口県条例第十二号。以下「条例」という。)(第十四条第一項の規定により、山口県スポーツ交流村に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成十八年四月二十八日

山口県教育委員会

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人山口県ひとつくり財団 山口市秋穂二島一〇六一番地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に関すること(学校体育関係職員の研究に関するものを除く。)  
 (二) 条例第三条第三号に掲げる業務に関すること(教育委員会が定めるものに限る。)  
 (三) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館すること。

(四) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の使用時間を変更すること。

(五) 条例第六条の許可をすること。

(六) 条例第八条の規定により、使用者に対し必要な指示をすること。

(七) 条例第九条の規定により、体育施設を他に使用させることを承認すること。

(八) 条例第十一条の規定により、使用者の許可を取り消すこと。  
 (九) 施設及び設備の維持管理に関すること。  
 三 指定の期間  
 平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間



山口県公安委員会規程第三号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年四月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十六の表第三十八条第五項の項中「第38条第5項」を「第38条第6項」に改め、同項の次に次のように加える。

第38条の2第1項	立入り
第38条の2第2項	少年指導要員に対する指示

別表第二の三の表第二十七条第二項(準用)第三十一条の十二第二項の項の次に次のように加える。

第27条第4項(準用)	店舗型性風俗特殊営業(店舗型電話異性紹介営業)の届出書又は変更の届出書の交付
第31条の12第2項(準用)	書面の交付

別表第二の三の表第三十一条の二第二項(準用)第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項の項の次に次のように加える。

第31条の2第4項(準用)	無店舗型性風俗特殊営業(映像送信型性風俗特殊営業)無店舗型電話異性紹介営業の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付
第31条の7第2項(準用)	無店舗型性風俗特殊営業(映像送信型性風俗特殊営業)無店舗型電話異性紹介営業の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付
第31条の17第2項(準用)	無店舗型性風俗特殊営業(映像送信型性風俗特殊営業)無店舗型電話異性紹介営業の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付



一 指示の内容

次のアからオまでの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から五百メートル以内の海域を除く。）において、投じようしで、かつ、釣りによって水産動物を採捕してはならない。

ア 柳井市平郡島長崎突端

イ 伊予灘航路第六号灯浮標（北緯三三度四二分四八秒東経一三三度一三分）

ウ 伊予灘航路第七号灯浮標（北緯三三度四四分一八秒東経一三三度一七分五四秒）

エ 伊予灘航路第七号灯浮標（北緯三三度四四分一八秒東経一三三度一七分五四秒）

と平郡水道第三号灯浮標（北緯三三度五〇分東経一三三度一七分三六秒）とを結ん

だ線と柳井市掛津島北端と大島郡周防大島町小水無瀬島北端を結んだ線との交点

オ 柳井市平郡島平郡漁港羽仁A防波堤基部

二 指示の有効期間

平成十八年五月一日から同年十月三十一日まで



正誤

平成十年三月十三日山口県選挙管理委員会告示第四十四号（政治団体の異動事項の公表）

ページ	段	箇所	誤	正
一一	上	表中	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     下松市元町西 1233                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     下松市元町西 1235                 </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     下松市大字西 番井1233                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     下松市大字西 番井1235                 </div> </div>

平成十八年四月二十八日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)